

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和5年9月19日（火） 午前9時58分開議
議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第115号 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

議案第116号 ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

議案第118号 市道路線の認定、廃止及び変更について

2 請願・陳情

請願第40号 ALPS処理水の海洋放出に関することについて

請願第41号 インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求めることについて

○出席委員 8名

経済建設委員会	北原祐二	委員長
	清水健司	副委員長
	山田恵子	委員
	大久保清美	委員
	大内聖仁	委員
	海野富男	委員
	清水立雄	委員
	武藤猛	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷隆議長

○説明のため出席した者

経済環境部	齋藤茂夫	経済環境部長
	大内康正	農政課長
	横田和浩	農政課長補佐
	片岡隆	農政課土地改良係長

	丸岡貴典	商工振興課長
	小石川直人	商工振興課工業担当係長
	二川潤	商工振興課商業担当係長
	小川孝博	水産課長
	高星匡	水産課長補佐兼係長
建設部	大和敏幸	建設部長
	祖田章	道路管理課長
	飯田寛道	道路管理課技佐
	風間剛	道路管理課管理係長
	二川浩之	道路管理課路政係長
	西野英智	下水道課技正兼下水道課長
	植野健一	下水道課副参事
	大竹一久	下水道課計画係長
水道事業所	佐藤健一	水道事業所長
	神永明	水道事業所総務課長
	高安勝英	水道事業所総務課長補佐
	矢島敬吾	水道事業所総務課主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	益子太	係長
	草野大輝	主事

経 済 建 設 委 員 会

令和5年9月19日（火）

午前9時58分 開会

○北原委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件、請願2件、以上5件です。

審査の進め方については、最初に議案の審査をした後、請願の審査を行います。審査終了後、執行部から所管事務説明の申出がありますので、執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第115号 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 それでは、議案第115号 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を……

○北原委員長 部長、マイクのスイッチのほうをお願いします。

○齋藤経済環境部長 一部を改正する条例制定につきまして説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

今回の改正につきましては、令和6年4月1日より、農業集落排水事業が地方公営企業法の財務規定の適用を受けるに当たり、公営企業としての会計の独立性を担保するため、公共施設に対する農業集落排水施設使用料の優遇規定を撤廃するほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表より説明をいたします。

議案書の5ページをお開き願います。

本条例は、一部改正を2段階で行い、第1条と第2条の条立てにして、1本の条例としてまとめたものとなっております。5ページからが第1条関係、8ページからが第2条関係となっております。

条例の施行日につきましては、第1条関係は公布の日から、第2条関係は、公営企業に移行することに関連する改正でございますので、令和6年4月1日より施行を予定しております。

まず初めに、第1条関係でございますが、主な改正といたしまして、新旧対照表の右側、改正後の第6条、排水設備の接続及び内径等につきましては、排水管の接続時における関係と勾配の接続条件を公共下水道の接続条件に合わせる見直しとなっております。

続きまして、6ページ、第20条につきましては、使用料の算定に係る戸数割及び人数割の規定を整理するもので、7ページの第30条におきましても、罰則規定の引用条項や文言の整理をするものでございます。

このほか、改正事項につきましては、引用条項や文言を整理し、より適切な表現に改めることが主な内容となっております。

続きまして、8ページをお開き願います。8ページからが第2条関係となっております。

主な改正といたしまして、第17条につきましては、使用料が変更となる事由が発生した場合の届出義務に関する規定を整理するものでございます。

第20条につきましては、使用料の算定方法の見直しで、人数割による一般家庭の使用人員につきましては、居住実態を確認する方法として各世帯の申告によることを原則とする改正を行い、事業所につきましては、日本産業規格に基づく改正を行うものとなっております。

また、公共施設に対する使用料について人数割を考慮しない優遇規定となっておりますが、使用者負担の原則にのっとり、公共施設についても一般の事業所と同じ扱いとすることとし、この規定を削るものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 ご説明ありがとうございました。

この農業集落排水は、当面の間は現在のやり方というか、使用料の賦課金みたいな形でやっていただけるんですよね。説明をお願いします。

○北原委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 現在の使用料と同じく、公営企業に移行したとしても、使用料に関しては当分の間は変わる予定はございません。

○北原委員長 海野委員。

○海野委員 これは後に企業会計となるわけなんですけど、その場合に、変更がある場合には住民の方に丁寧に説明していただけますかね。

○北原委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 料金の改定になる場合でございますが、その場合には丁寧な説明を行っていきたくと考えております。

○北原委員長 海野委員。

○海野委員 よく理解しました。私は賛成です。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第116号 ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第116号 ひたちなか市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。着座にて失礼します。

内容といたしましては、農業集落排水事業の将来にわたる安定的なサービスの提供に向け、中長期的な経営基盤の強化等を図るため、令和6年4月1日より、当該事業を地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道事業に位置づけるものであります。

さらに、下水道事業として、広域化、共同化を推し進め、今後も経費削減等に積極的に取り組んでまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第118号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第118号 市道路線の認定、廃止及び変更についてご説明いたします。着座にて失礼します。

道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定及び変更を行うものです。

議案書2ページ、市道の路線の認定表及び参考資料、路線位置図を併せて参照願います。

ナンバー1、2級30号線、参考資料は1から2ページです。佐和駅東西自由通路について、建物の所有者である東日本旅客鉄道株式会社と維持管理に関する協定を締結し、歩行者専用道路として認定するものです。

ナンバー2、中央地区843号線、参考資料は3から4ページです。勝田駅東西自由通路について、建物の所有者である東日本旅客鉄道株式会社と維持管理に関する協定を締結し、歩行者専用道路として認定するものです。

ナンバー3、田彦地区355号線、ナンバー4、田彦地区356号線、参考資料は5から6ページです。開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから、認定するものです。

ナンバー5、湊北部地区424号線、参考資料は7から8ページです。旧市営磯合住宅跡地の一部を磯崎公園の外周路部分について認定するものです。

ナンバー6, 馬渡・中根地区483号線, 参考資料は9ページです。東部第1土地区画整理事業により築造された道路を認定するものです。

ナンバー7からナンバー14, 馬渡・中根地区484号線から491号線, 参考資料は10ページです。東部第2土地区画整理事業により築造された道路を認定するものです。

議案書3ページ, 市道路線の廃止表を参照願います。

ナンバー1, 足崎・長砂地区158号線, 参考資料は11から12ページです。全線が, 現状, 県道の一部となっており, 市道としての形態が存在しないことから, 認定を廃止するものです。

ナンバー2, 馬渡・中根地区240号線, 参考資料は13から14ページです。区画整理の進捗により, 全線, 道路としての形態がなくなり, 認定を廃止するものです。

ナンバー3, 馬渡・中根地区52号線, 参考資料は15から16ページです。区画整理の進捗により, 全線, 道路としての形態がなくなり, 認定を廃止するものです。

議案書4ページ, 市道路線の変更表を参照願います。

ナンバー1, 足崎・長砂地区154号線, 参考資料は17から18ページです。起点付近が, 現状, 県道の一部となっており, 市道としての形態がないことから, 当該市道の起点を変更するものです。

ナンバー2, 足崎・長砂地区162号線, 参考資料は19から20ページです。起点付近の道路としての形態, 機能を喪失している部分について, 隣接地権者からの払下げの申し出があり, 今後の事務を進めるため, 当該市道の起点を変更するものです。

ナンバー3, 中央地区147号線, 参考資料は21から22ページです。調査により, 終点付近について認定が漏れていることが判明したため, 当該市道の終点を変更するものです。

ナンバー4, 馬渡・中根地区14号線, 参考資料は23から24ページです。区画整理の進捗により終点付近の道路形態が存在しなくなり, 当該市道の終点を変更するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願います。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め, 質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め, 討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め, 本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に, 継続となっています請願2件の審査を行います。

初めに、請願第40号 ALPS処理水の海洋放出に関することについてを議題とします。
請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

朗読は省略いたします。

何かご意見等ありましたら発言のほうをお願いします。大久保委員。

○大久保委員 先日、立憲民主党のほうで、東電からこの件について説明を受けました。その席上で、その他の核種が、一応取り除けているというわけですが、取り除け切れていないというやつ。それが基準値以下で放出するということなんですけれども、トリチウム以外の、トリチウムの濃度に比して、その他の核種を全部合わせると、オーダーで言うと10分の1ぐらいはあるんです。

これ、総量規制がないものですから、30年も40年もそういうことをしますと、非常に半減期の長いものがどんどん放出されていくということで、やはりこれは、単純にトリチウムの問題とすり替えられているところがあるんですけれども、だから安全というわけではなくて、その他の核種についての問題がやっぱり問題だと。これは東電の説明者も認めました。ですから、この問題については、もうちょっと慎重にやるべき、海洋放出はやめるべきと、このように考えます。

以上です。

○北原委員長 そのほか、質問や質疑、発言のほうはあるでしょうか。武藤委員。

○武藤委員 私も一般質問のほうでやらせていただいているんですが、8月24日、海洋放出が始まったということで、ALPS処理水については、国が開発した多核種除去設備ALPSを用いて、東京電力福島第一原子力発電所内で発生した放射性物質で汚染された水からトリチウムを除く62種類の放射性物質を国の安全基準を満たすまで取り除く処理を行った水がALPS処理水だということで、その海洋放出については、処理水のほうを海水に十分に希釈することで、同発電所が平常運転したときと同じ水質基準を満たし、かつ年間放出量についても、平常運転時と同じ約22兆ベクレル以下に調整しながら放出を行うものであり、国際原子力機関IAEAからも国際的な安全基準にも合致すると結論づける報告書が出されたことを踏まえれば、今回の政府の判断というのは、科学的、技術的基準と客観的評価に基づく適当なものであると考えます。

○北原委員長 そのほか、ご意見等あるでしょうか。海野委員。

○海野委員 これは本当に難しい問題だと思います。完全に除去できるわけでもないし、かといって、あの冷却した水をあのまんまずっと福島県に置いておくというのももう大変な問題でしょうし、福島の復興を考えると、やはり希釈して、国際基準に合う濃度で放出するのもやむを得ないのかなとは思っています。

そして、電力も大分これから、日本みたいな国は資源がないので、エネルギーを確保しなければならぬ立場から、致し方ないと私は思います。

○北原委員長 そのほか、ご意見等。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 このALPS処理水に関してなんですが、日本ではなくて、ほかの海外の

ところの数字をいろいろ私のほうで個人的に調べてみたんですけど、中国なんかと比べると、日本の処理水は4分の1であったり、韓国と比べても3分の1とか、フランスとかヨーロッパ方面のほうと比べても、圧倒的に日本の処理水、ALPS処理水の濃度が少なく、これはニュース各所で、いろんところでやっているんですけど、圧倒的に安全——安全と言うと大げさかもしれませんが、ほかの国と比べると圧倒的に濃度が低いという状態で、IAEAの許可も得ている、その範囲の中でやらせていただいているのであって。

実際、このALPS処理水のことを汚染水という呼び方は僕は適切ではないと思っています。その呼び方をすることによって、福島県の漁港であったり、その方々の風評被害というか、そういったものに現実的につながっていると思います。これを大きく取り上げることによって風評被害に現実的につながると思うので、その前の段階で、ALPS処理水はALPS処理水であると。

前の議会のときにもお話ししましたが、例えば海外では、水を飲むための基準にこれは合致しているような状態で、飲む水の基準として合致するものを海上に放流しているものから、それ以上に何を求めるのかというのがありますし、ポイントとして、一番福島県民を苦しめているのは、こういった汚染水だという意見だと自分自身は思うので、ALPS処理水はALPS処理水という呼び方で、汚染水ではなく、きちっとした、海外では飲む水と認定されている基準であるということから、私は、こちらのほうは反対とさせていただきます。

以上です。

○北原委員長 そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○北原委員長 それでは、再開をいたします。

これより討論のほうを行います。討論はありますか。海野委員。

○海野委員 ALPS処理水の海洋放出に関する請願につきまして、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

令和5年6月の当委員会におきまして、未来ひたちなかとしましては継続審査を申し入れました。

理由として、1、水産業者への風評被害対策、それに伴う損害賠償の説明。2、近隣諸国、特に中国に対する丁寧な意見交換と説明などが懸念されるためです。現在、中国は、処理水を核汚染水と呼び、日本への批判を続けています。8月24日から日本の水産物輸入を全面停止したことにより、中国が8月に日本から輸入した水産物の総額は、前年度比では67.6%減の約30億円まで落ち込みました。

しかしながら、処理水の海洋放出は避けて通れない案件であり、安全・安心を担保した上で

理解すべきだと思います。

以上です。

○北原委員長 ほかにありませんか。大久保委員。

○大久保委員 前回の委員会でも申し上げましたけれども、海洋放出という手段は、多くある選択肢の一つにすぎず、実際、凍土壁なんていうのは、経済的な理由があつてああいう選択をただけで、実はもっとしっかりとした、水が流れ込まない、地下水が流れ込まないような遮蔽壁を造ることも可能なんですね。そう言われています。

ですから、これは未来永劫、汚染水が出続けるということではなくて、そういう措置を取れば汚染水の発生を防ぐことも可能というふうに言われています。ですから、現段階では一度立ち止まって、そしてもう一度、真剣にその善後策を考える必要があると、このように考えております。

○北原委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○北原委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

次に、請願第41号 インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

朗読は省略いたします。

何かご意見等ありましたら発言をお願いいたします。清水健司委員。

○清水(健)委員 インボイス制度の実施延期を求める意見書提出を求めることについて、こちらの請願について、請願の趣旨に種々書いてありまして、消費税の免税業者さんですと新たな税負担が発生する点ですとか、事務負担が増えるという点については事実も含まれているかなというふうに思っておりまして、その対応に非常に苦慮されている方々も、いろんなお話を聞いている状況であります。

しかしながら、そういった中でも、10月1日にインボイス制度の実施が迫っておりまして、そこに向けてしっかりと準備をしてきている業者さんもいるという状況もあります。また、税負担については、様々な経過措置ということで、免税業者さんから等の仕入れ控除であったり、少額の特例、また2割特例ですか、様々なメニューを用意してありまして、そういった部分で、新たな税負担への、なるべく緩和するというような措置が図られているのかなというふうに思っております。

社会全体でいろんな議論があるということも承知しておりますし、大変になってしまう方々が少なからずいるだろうなという部分もありますけれども、それに対するサポートというのでも

んだん手厚くなってきている部分もありますので、10月1日から施行予定のこの制度がこの段階において延期ということになってしまうと、その点については、逆にかえって混乱をきたしてしまうのかなという見方もできます。

そういった観点からいくと、この現状の制度、10月1日からという制度開始について、これの延期を求めるといっても、しっかりとサポートを引き続きしていくということに重きを置いた国の支援等が求められるものではないかなというふうに思っております。

以上です。

○北原委員長 そのほか、ご意見等はございますでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○北原委員長 じゃ、休憩を解きます。

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。大久保委員。

○大久保委員 反対意見を言うのを遅れまして、失礼しました。

ここに、意見書にあるように、やはり非常に、中小企業の方、これで本当に危機的な状況にある方がいらっしゃるというのは事実であろうと思うんですね。ですから、ここもやっぱり一回立ち止まって、10月1日にもう間に合わないじゃないかというお話がありましたけど、ここまで引き延ばしたのはこの委員会でありまして、それは理由にはならない。ですから、ここで一回立ち止まること。立ち止まった後にもう少ししっかりと議論すること、これが必要だと考えます。

以上です。

○北原委員長 そのほか、よろしいですか。山田委員。

○山田委員 今回のこのインボイスが導入された意義というのは、消費税の課税と控除の関係が明確になり、より……

○北原委員長 山田委員、マイクのほうをお願いします。

○山田委員 すみません。失礼いたしました。

今回のインボイスが導入される意義というのは、消費税の課税と控除の関係が明確になり、より公正な税制となること、ということが示されています。この請願趣旨にあります「インボイス登録をしないと回答したら3月で契約が打ち切られた」とあるように、発注側から取引を見直されてしまうような懸念はあります。

こうしたことから、政府では、先ほども言われていたように、課税事業者に対し、免税事業者との取引については、2026年9月までの3年間は仕入れ税の8割、また、2029年9月までは5割を控除できるという経過措置が設けられています。

また、免税事業者がインボイス発行事業者へと移行した場合には、税の負担軽減策として、2026年9月までの3年間、売上税の2割を納めればよいということになりました。

国税庁によりますと、こうした各種支援が奏功し、インボイスの発行に必要な税務署への登録は、7月末までで課税事業者の9割を超える事業者が完了しているということが載っております。

このようなことから、インボイス制度の実施延長を求めるのではなく、今後も政府からの支援策を丁寧に説明しながら制度への理解を得ていくことが必要と考えるので、不採択としたいと思います。

以上です。

○北原委員長 そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。清水健司委員。

○清水(健)委員 それでは、インボイス制度実施延期を求める意見書提出を求めることについて、こちらの請願に対して不採択の立場で討論させていただきます。

このインボイス制度は、本当に様々な社会経済全体に大きな影響を与えるということは理解しておりますし、これまで国を挙げて、制度の説明、支援策の提供、そういったことが進められてまいりました。

実際には、免税業者さん等への新たな税負担が発生する。過酷な事務負担ということの表現はありますが、事務負担ということであれば、それが増えてしまうということも事実あると思います。しかしながら、このインボイス制度が、10月1日実施に向けて様々な支援策が講じられてきているという部分もありますし、様々な補助制度、そういった部分も活用が可能であったかなというふうに思います。

だんだん社会全体に浸透しつつあり、その準備が整いつつあるのかなというふうに思います。しかしながら、その準備が整っていない、そういった業者さんがいるということも事実であり、そこに対する支援策、これは手厚いものが求められるとは思っております。

税負担については、先ほども申し上げたとおり、免税業者さん等からの仕入れ控除、少額特例、2割特例等、様々な経過措置が用意されて、税負担の緩和ということをしっかりと対応を図ってきているなという印象にあります。そういった部分からも、10月1日実施に向けて多くの事業者さんが準備をしてきた部分もあります。

そういった観点から、10月1日のインボイス制度実施について、延期を求めるのではなく、これからの支援策の拡充、そして手厚い説明、事業者さんの負担がなるべく軽減できるような施策、これは国に求めていくべきだと思いますし、本市としてもそういった部分をしっかりとサポートしていく、そういった部分が重要になってくると思います。

以上の観点から、10月1日のインボイス制度延期を求める、こちらの請願につきましては、不採択の立場として討論させていただきます。

以上です。

○北原委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○北原委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○北原委員長 委員会を再開します。

次に、執行部より説明の申し出がありましたので、所管事項説明に入ります。

水道事業の広域化について執行部より説明願います。佐藤水道事業所長。

○佐藤水道事業所長 それでは、水道事業の広域化の動向についてご報告をいたします。

現在の水道事業におけます全体の取り巻く状況といたしましては、多くの事業体が高度経済成長期に……

○北原委員長 事業所長、着座にて。

○佐藤水道事業所長 では、着座にて失礼させていただきます。

高度経済成長期に整備されました水道施設の老朽化が進行しており、また、一方では本格的な人口減少に伴う水需要の減少が見込まれており、水道事業経営がより厳しくなると予想されております。

さらには、浄水場などにおけます技術職員、こちらが非常に高齢化が進み、また、人材不足が深刻化するなど、水道にとっては大きな課題に直面をしております。

このような中、平成30年12月に水道法が改正され、水道の基盤強化に向けた広域連携の推進が示されたところでございます。この広域連携は、都道府県に対しては広域的な連携の推進役としての責務が規定をされてございます。

これを受けまして、茨城県におきましては、令和4年2月に茨城県水道ビジョンを作成いたしました。

図1のほうをご覧ください。

この水道ビジョンにおきましては、基盤を強化するために、30年後、2025年度に県内水道の事業を統一するという一元化、つまり1県1水道を図ることが目標に掲げられてございます。

また、令和5年3月には、この広域化推進の方針の中で、当面の具体的な取組内容を示します茨城県水道事業広域連携推進方針が策定されました。この方針に示されました広域連携の基本的な枠組みといたしましては、図2をご覧くださいかと思っております。

この図2のように、広域連携の形態には、上から、従来の広域化のイメージであるサービス

や料金などを統一する事業統合のほか、2番目の経営主体の統合は行いますけれども、事業の運営やサービス、料金などはこれまでどおり各事業体が行うという経営の一体化という手法、さらには、その下の3段目や4段目のように、組織の統合は行わずに管理の一体化や施設の共同化を行うという方法がございます。

今回示された指針の中では、30年後には頂点である事業統合を目指すものの、当面は2番目と3番目の、経営の一体化及び管理の一体化を目指すものとされております。

また、この方針における施設整備につきましては、既存の浄水場や配水場など施設の統廃合を進め、県全体としての適正化を図るとされております。また、その財源につきましても、令和16年度までの期間限定の交付金になりますけれども、広域連携にける国の交付金、これを最大限に利用し、施設整備の財源を確保するということが定められております。

次に、右側のページをご覧くださいと思います。

これの広域連携の具体的な計画につきましては、図3のような、県内を4つのブロックに分け、それぞれ広域化を進めるとされております。

まず、図の北部に当たります日立市や高萩市など県北広域圏につきましては、組織の統合は行わず、業務の共同発注や管理の一体化に向けて検討を行うとされております。また、それ以外の3ブロック、県中央、鹿行、県南・県西広域圏、ひたちなか市は県中央に所属をしておりますが、こちらにつきましては、各ブロックごとに組織を統合する経営の一体化に向けた検討を行い、広域化の推進を図るとされております。

広域化までのスケジュールにつきましては、5の表をご覧ください。

広域化につきましては、令和4年度には経営統合のシミュレーションなどを行い、共同発注の方法などについて県と各事業体が研究会を開催しておりました。

今後、令和5年度中には、これらのより詳細な検討を行うために、仮称でございますが、検討調整会議を新たに組織いたしまして、さらなる検討を継続した後に、統合を前提といたしました法定協議会に移行し、当面10年以内に経営の統合を図るというふうなスケジュールが示されてございます。

しかし、この広域連携、統合への参画につきましては、これは県の強制ではなく、あくまでも各自治体の判断に委ねられているところでございます。

そこで、本市の対応といたしましては、令和4年度の研究会には参加しており、ここで示されました施設の統合案におきましては、本市の上坪浄水場、更新が終わった新上坪浄水場、さらに馬渡配水場、この2つにつきましては現状維持とされております。

しかし一方、上ヶ砂配水場、こちらは地下水と県水を水源としている配水場でございますが、こちらについては地下水を廃止し、県水に転向するという案が示されております。しかし、この地下水につきましては、浄水施設が比較的新しく、また、本市においては非常に重要な水源であるために、継続利用をすることを要請はしております。

また、長期的な財政シミュレーションといたしましては、経営を一体化した場合と単独で経営を持続した場合、この2つの比較が示され、その中で、経営を一体化した場合のほうが水道

水を1立方メートル当たりの費用である給水原価につきましては下回る、つまり安くなるという内容が示されました。

しかし、この設定条件におきましては、減価償却費や、また国からの交付金などにつきまして設定が不十分であることから、より現実的な内容への修正を要請しているとともに、本市における独自の検証を現在進めているところでございます。

このことを踏まえまして、令和5年度に組織が予定されております検討調整会議、これにつきましては参加を予定し、継続的な検討を進めていきたいというふうに水道事業所では考えております。

しかし、実際の広域化の参画につきましては、現時点において判断できる内容の資料が示されていないことから、今後はこの詳細なシミュレーションの状況や、また、安定給水のために最適な施設配置なども考慮いたしまして、本市にとっての優劣をきちんと見極めながら、法定協議会の前には経営統合への参画の可否について判断をしたいと考えております。

説明については以上でございます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 これ、一見、茨城県で1つの統合するという、将来的には、案だそうですが、ひたちなか、水戸、県央部分は、財政的にもしっかりしているので大丈夫なんでしょうけど、特に県北地域はまあ大変な状況だと思うんですよ。結局、財源が豊かな市町村が面倒を見るような形になっていくのかなと思うんですが。

できるだけ各市町村で頑張ってみて、それでも駄目な場合は助け合うということも必要なのかと思うんですが、一番大事なことは、やはり市民の皆さんが水道料金の負担を強いられるということが問題だと思うので、できるだけ安い料金で頑張ってもらいたいと思います。意見です。

○北原委員長 大久保委員。

○大久保委員 私、立憲民主党の県連では、夏に県の職員さんからこの説明を受けまして、勉強会をさせていただきました。

そのときに思ったことなんですけれども、先ほどご説明があったように、本市の場合は、新しい、できたばかりの立派な浄水場がありまして、これのメリットがあまり、取りあえずはないというか、そういうところなんですよね。これは施設が老朽化しているところにとってはメリットがあるかと思うんですけど、本市にとってはメリット感じられなかったんです。

しかし、かといって、10年間これからお金が出るということですから、全くそれに背を向けるということもないと思いますので、ここに示された当面のスケジュール、本市の対応というところ、私は、まさにこのとおり、これは妥当な対応だなというふうに理解しました。ぜひこの方向で進められるのがよかろうかと思います。

以上です。

○北原委員長 ほかに質疑ありますか。清水立雄委員。

○清水（立）委員 どうも今のご説明で分からないんですけど、経営の一体化というのを具体的にどういうことを考えているのか。もうそれぞれ独自に各市町村は施設を有しているわけで

すから、それを一体化するってどういうことなのか、よく分からないんですね。

今、別に答弁はなくてもいいですけどね。これからの協議の中で、そういうことはどういうことなのかということ、我々に、あるいは市民に分かりやすいような協議を続けていってほしいなというふうに思います。

以上です。

○北原委員長 答弁を求めますか。

○清水（立）委員 もしあれば。

○北原委員長 神永水道事業所総務課長。

○神永水道事業所総務課長 ご質問ありがとうございます。

先ほどの所長の説明にもありましたように、まだ何かが決まったわけではないということをお聞きいただければと思うんですが、今ご質問のありました経営の一体化、資料で言いますと左側の下の三角形のところになります。一番上の事業統合というのが、茨城県の中で全ての事業を1つにして、会計も1つにしてやっていく。当然、料金も統一されるというのが、このピラミッドの一番上の事業統合になります。

その次の段階、1個下の、手前の段階とさえいいんでしょうか、今回、県のほうで目指している経営の一体化というのは、事業主体は例えば茨城県になる。ところが、ひたちなか市も東海も水戸市も、そのまま今のままの体制で事業を続けていく。会計も別々という、そういった形になります。

やはり一度に事業統合しようとするとしてもいろんな弊害が出てくるということで、県としては、第1段階、経営の一体化というのをまず挟んだ上で統合していきたいと、そういう考えを持っているということで、それについて、事業統合も含めて、本市として、その方向でいいのかどうかということをしかりと情報収集した上で判断していきたい、というところが現在の考えでございます。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。清水立雄委員。

○清水（立）委員 今のご説明聞いてもさっぱり分からないので、これからの協議の中で、しかり分かるように、もっと具体的にね。

じゃ、事業の統合、あるいは経営の一体化って、どこが変わるんだということだって、今のお話は分かりませんでした。これからも、よく分かるような、本議会に対しても市民に対しても、説明をお願いしたいと思います。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、水道事業の広域化についてを終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○北原委員長 次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

閉会中の委員会活動について、委員の皆様からご意見等がなければ今回は見送りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、閉会中の委員会活動について、今回は見送りたいと思います。

つきましては、本会議終了日の閉会中の継続調査申し出については提出しませんので、よろしく願いをいたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 なしということで、それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会